

～特定優良賃貸住宅のお得なお知らせ～

## とくとくプランのご案内

「家賃を3ヶ月間半額にします！」

熊本市では平成19年度から、特定優良賃貸住宅に入居される場合、

1年以上の空き家に1年以上お住まいされる方に限り、入居日の翌

月から3ヶ月間、家賃（入居者負担額）を半額に減額いたします。

(ただし、1年未満で退去された場合は、減額分を返還していただきます。)

【入居については次の入居資格が必要です】

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届けをしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものその他婚姻の予約者を含む）があり、自ら居住するための住宅を必要としていること。
- ② 所得金額（月額）が158,000円以上、487,000円以下であること。（今後所得の上昇が見込まれる場合、139,000円以上）
- ③ 入居する世帯員の中に市税滞納者がいないこと。

特定優良賃貸住宅（通称、特優賃）とは・・・

中堅所得者を対象に優良な賃貸住宅を低廉な家賃（負担額）で供給することを目的として、平成5年度より国の法律制定に合わせ熊本市が事業開始した住宅です。

民間のオーナーさんの協力のもとに建設された住宅を熊本市が一括して借上げ、家賃の一部補助を行なっています。3年ごとに家賃の見直しが必要ですが、現在は家賃（負担額）を据え置いています。

(お問合せ先) 熊本市営住宅指定管理者

熊本市（中央・北・西区）市営住宅管理センター 096-327-5101

熊本市（東・南区）市営住宅管理センター 096-311-7833

※ご希望の特優賃住宅の所在する区をご確認の上、該当する市営住宅管理センターにお問い合わせください。